

令和5年度 個人住民税 特別徴収のしおり

日頃から個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。
このしおりでは、従業員の方の個人住民税の特別徴収事務のポイントをご説明します。

横浜市からのお知らせ(来年度に向けて)

●来年度から、この「特別徴収のしおり」は送付しません。

令和6年度（令和6年5月送付分）から、この「特別徴収のしおり」は送付しません。
特別徴収に関する情報は横浜市のウェブページをご確認ください。

●来年度から、「特別徴収税額決定（変更）通知書」の電子データが正本化されます。

令和6年度（令和6年5月送付分）から、eLTAXで給与支払報告書を提出し、「特別徴収税額決定（変更）通知書」の『正本を電子データで受取る』選択をした場合、通知書の紙での送付が無くなります。詳しくは、19・20ページをご確認ください。

現在送付している「特別徴収のしおり」につきましては、横浜市ウェブページにも掲載しております。

※今年度（令和5年度）は今まで通りです。

特別徴収に関するウェブページ

横浜市ウェブページにて特別徴収に関するページを開設しております。

●各種申請書等様式のダウンロード

Excelに直接入力し、印刷が可能です。

●給与支払報告書の提出について

●納入書の再発行について

●特別徴収に関するよくある質問Q&A

●その他特別徴収に関するウェブページにつきましては、

※お電話が大変混み合っているため、はじめにウェブページをご覧ください。

●●●特にご留意いただきたいこと●●●

- 従業員の方の税額通知書（令和5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書）は、速やかに各従業員にお渡しください。
- 税額通知書の取扱いにあたっては、個人情報の記載がありますので、十分ご注意ください。
- 給与支払報告書が法定提出期限（令和5年1月31日）の後に提出された場合、当初に送付する税額通知書に反映されていない場合があります。

※従業員の方が所得税の確定申告書や市民税・県民税申告書を申告期限（令和5年3月15日）の後に提出された場合も、当初に送付する通知書に反映されていない場合があります。これらの修正は、変更通知書により、翌月以降に通知します。

- 税額通知書の再発行はできません。
- 特別徴収の対象となっている従業員の方が、退職や休職等で給与の支払いがなくなった場合は、速やかに異動届を提出してください。異動届はeLTAX(エルタックス)を使用して提出できます。なお、紙で提出される場合は横浜市ウェブページから様式をダウンロードして使用してください。
- 給与支払報告書を提出する場合は、必ず該当年度の給与支払報告書を使用してください（記載項目が年度ごとに異なる場合があります）。記載方法は「令和5年度 給与支払報告書等の提出の手引き」をご参照ください。
- 給与支払報告書の支払いを受ける者の住所欄が誤っていた場合は、訂正の給与報告書を提出いただくことで変更の処理を行います（記載の仕方は13ページをご確認ください）。
- 納入書送付については、総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでの納入方法に合わせて納入書の送付を決定しています。

また、年の途中で税額に変更が生じても新たに納入書は送付しておりません。金額欄を訂正してお使いください。※横浜市ウェブページより納入書をダウンロードいただくことも可能です。

横浜市 再発行 納入書

検索 

- 異動届・給与支払報告書の提出や住民税の納付等の手続きにつきまして、eLTAX（エルタックス）は大変便利なシステムです。eLTAX（エルタックス）に関わるご案内を19・20ページに掲載しておりますので、利用のご検討をお願いします。

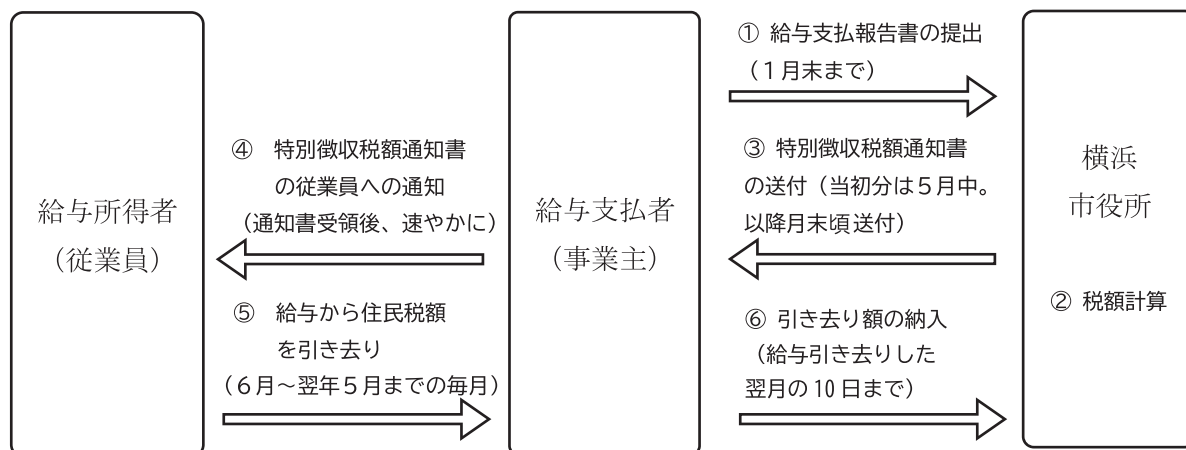
1 個人住民税の特別徴収の仕組み

(1) 特別徴収とは

個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が毎月給与を支払う際に、給与所得者（従業員）の給与からその方の住民税を差し引き、その翌月 10 日までに市区町村に納入していただく納入方法のことをいいます。

給与支払者（事業主）を特別徴収義務者、給与所得者（従業員）を納税義務者と呼びます。

給与所得者（従業員）にとっては、年 12 回に分けて差し引かれるため、1 回あたりの負担が減ること、また納め忘れの心配がなくなるといったメリットがあります。



(2) 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務があるすべての給与支払者（事業主）は、本市から特別徴収義務者に指定されます（地方税法第 321 条の 4）。なお、2 か所以上の給与支払者（事業主）から給与の支払いを受けている人については、その主たる給与支払者（事業主）を特別徴収義務者に指定します。

(3) 特別徴収指定番号とは

横浜市では、特別徴収義務者に対し 1 つの指定番号（〇〇-〇〇〇〇〇〇）を設定し、特別徴収税額通知書や横浜市からお送りしている納入書等に記載しています。この指定番号は、特別徴収義務者の所在地により決定し、令和 5 年度分（令和 5 年 6 月分～令和 6 年 5 月分まで）の特別徴収に関するお問い合わせや特別徴収税額の納入等の際に用いる番号となります。なお、特別徴収税額通知書への指定番号記載箇所等、税額通知書の見方については、3 ページをご確認ください。

(4) 特別徴収する範囲

- 給与所得者（事業主）は、原則として給与所得に係る個人住民税について、特別徴収の方法により徴収することになっています（パート・アルバイト、役員等も含まれます）。
- 特別徴収により徴収する税額は、均等割額と給与所得に係る所得割額の合算額です。

ただし、給与所得以外の所得がある方で、給与所得者（従業員）が所得税の確定申告等において、給与所得以外の所得に対する個人住民税の徴収方法について、「普通徴収（自分で納付する）を希望する」旨を申し出ない限り、その所得に係る個人住民税額についても特別徴収税額として徴収していただきます。

(5) 特別徴収税額の通知

特別徴収税額は、給与支払者(事業主)を通じて給与所得者(従業員)へ通知することとなっています。特別徴収する場合には、毎年、特別徴収義務者に対して、特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)を送付します。納税義務者用の税額通知書は、納税義務者である給与所得者(従業員)に5月31日までにお渡しください。

●令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)

給与支払者(事業主)が各給与所得者(従業員)の給与から引き去る月別の金額が記載されています。納入時に必要ですので、給与支払者(事業主)が大切に保管してください。

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用) 横浜市

〒231-0961 **4** 指定番号 30-99999 **1** 納税義務額 176000 課税人員 2 非課税人員 1

中区●●町○-○-○

株式会社 ○×商事 様

月別	人数	納税額	人数	納税額
1月	2	15400	2	14600
2月	2	14600	2	14600
3月	2	14600	2	14600
4月	2	14600	2	14600
5月	2	14600	2	14600
6月	2	14600	2	14600
7月	2	14600	2	14600
8月	2	14600	2	14600
9月	2	14600	2	14600
10月	2	14600	2	14600
11月	2	14600	2	14600
12月	2	14600	2	14600

この通知書による給与の内訳に不明があるときは、この通知書を含め取付いた給与明細書から照会して3か月以内に、給与明細に添付請求をすることがあります。通知書添付請求に係る給与の内訳の通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内に横浜市を所管として(横浜市が所管の代表者となります。)提出することができます。

なお、この通知書の取扱いの取扱いは、通知書の取扱いに係る義務を履行した日以後に発生することはありません。通知書の取扱いに係る義務を履行した日以後に発生することはありません。通知書の取扱いに係る義務を履行した日以後に発生することはありません。通知書の取扱いに係る義務を履行した日以後に発生することはありません。

3 納入時には、納税義務者欄に記載されている市区町村コードではなく、横浜市 中 区の市区町村コード141046を御使用ください。
 なお、地方税共同機構が提供する地方税共通納税システムをご利用になる場合は、横浜市の市区町村コード【141003】をご使用ください。

指定番号	氏名	市区町村コード	受給番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	年額
30-99999	住 氏 名	15	141046	0123456789A	30700	2500	2500	2500	2500	2500	2500	30700
	住 氏 名											
	住 氏 名											
	住 氏 名											
	住 氏 名											
	住 氏 名											

2

公印

株式会社 ○×商事 様

30-99999 1ページ *

1 給与支払者(事業主)が納入する給与所得者(従業員)全員の月別の合計金額が記載されています。

2 給与所得者(従業員)個人の月別の金額が記載されています。

3 納入時に使用する市区町村コードが記載されています。

紙の納入書や金融機関独自の地方税納入サービスを利用する場合は上段の市区町村コードを、eTAXの地方税共通納税システムを利用する場合は下段の市区町村コード(141003)を使用してください。

4 表題の年度(この記載例の場合は令和5年度)の指定番号が記載されています。

(給与支払者(事業主)の所在地の移転等により、年度ごとに指定番号が変更になる場合があります。)

●令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

給与所得者(従業員)に個人住民税の特別徴収税額を通知するものです。ミシン目に沿って個人ごとに切り離し、記載内容を見ることなく、速やかに各給与所得者(従業員)にお渡しください(通知期限は5月31日です。)。課税内容に関する質問は、給与所得者(従業員)本人から通知書記載の区役所税務課市民税担当にお問合せください。

2 特別徴収税額の徴収と納入

(1) 特別徴収税額の徴収と納入

6月から翌年5月までの各月の給与支払の際に、特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）に記載されている、個々の給与所得者（従業員）の各月分の納付額（月割額）を徴収してください。

給与を支払った月と徴収する月は同一です。例えば、7月に支払った給与から徴収する月割額が7月分です。それを翌月10日（8月10日）までに納入してください。

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。新たな通知書に記載された月割額に基づき徴収してください。納税義務者用の税額変更通知書は、該当の給与所得者（従業員）にお渡しください。

徴収した月割額は、納入書または地方税共通納税システムで納入してください。

(2) 納入を取り扱う金融機関

ア 納入書で納入できる金融機関（令和5年4月1日現在）

●全国の店舗で取り扱う金融機関

横浜銀行	きらぼし銀行	群馬銀行	埼玉りそな銀行
静岡銀行	スルガ銀行	東京スター銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	りそな銀行	みずほ信託銀行
三井住友信託銀行	三菱UFJ信託銀行（窓口業務は令和5年9月30日まで）		

●神奈川県内及び東京都内の店舗で取り扱う金融機関

あおぞら銀行	SBI新生銀行	静岡中央銀行	第四北越銀行
東日本銀行	北陸銀行	SMB C信託銀行	川崎信用金庫
さわやか信用金庫	芝信用金庫	湘南信用金庫	城南信用金庫
世田谷信用金庫	横浜信用金庫	中央労働金庫	

●神奈川県内の店舗で取り扱う金融機関

神奈川銀行	神奈川県歯科医師信用組合	神奈川県信用農業協同組合連合会	かながわ信用金庫
-------	--------------	-----------------	----------

●横浜市内の店舗で取り扱う金融機関

神奈川県医師信用組合	横浜華銀信用組合	ハナ信用組合	横浜幸銀信用組合
横浜農業協同組合			

●横浜市内及び東京都内の店舗で取り扱う金融機関

大光銀行

●神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

上記地域以外のゆうちょ銀行（郵便局）から納入を希望する場合は、当該ゆうちょ銀行（郵便局）を事前に横浜市の市民税・県民税特別徴収税額の納入を取り扱うゆうちょ銀行として指定することで、納入できるようになります。

既に指定済みのゆうちょ銀行（郵便局）は手続きが不要ですので、納入前に、希望するゆうちょ銀行（郵便局）の「所在地」と「名称」を横浜市特別徴収センター（電話045-671-4471）にお問い合わせください。未指定の場合は、手続きが必要になります（10日程度要します。）。

イ 横浜市の指定金融機関及び収納代理金融機関以外の金融機関からの納入

地方税共通納税システムを使用いただくと指定金融機関及び収納代理金融機関以外の金融機関からも納入できます。詳細は eLTAX ウェブページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にてご確認ください。

(3) 納入書を使用した納入

納入書は、①横浜市からお送りしている納入書、②私製納入書（給与支払者が独自で作成したもの及び金融機関独自の地方税納入サービスによる納入書）、③横浜市ウェブページからダウンロードできる納入書（再発行納入書）があります。書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、横浜市ウェブページからダウンロードしてください。



ア 横浜市からお送りしている納入書を使用する場合

同封の納入書は折ったり、汚したりしないよう、十分ご注意ください。

納入書送付については、総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでの納入方法に合わせて納入書の送付を決定しています。

〔納入金額の訂正が必要な場合及び納入金額にアスタリスクが印字されている場合〕

横浜市では、年の途中で税額変更等が発生し、納入すべき金額に変更が生じた場合でも、新たに納入書はお送りしていません。「納入金額(1)」欄の金額を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき金額を記入してください（訂正印は不要です）。

また、「納入金額(1)」欄にアスタリスクが印字されている場合も同様に、納入すべき金額を記入してください。

記入の際は次の点に注意してください。

- 黒のボールペン又はペンで記入してください。
- 修正液は使用しないでください。
- 数字は1枠につき1文字で記入してください。
- 「納入金額(2)」の内訳で記入すべき金額がない場合、当該欄に「0（ゼロ）」は記入しないでください。
- ￥マークは記入しないでください。

市区町村コード		振替口座番号		加入者名	
1 4 1 0 2 0		00220-1-960099		横浜市会計管理者	
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
令和 X X 0 6		X X X X X X X X X		= 1,998,500	
神奈川県(10)		給与分 (支払分)		1 5 6 3 8 0 0	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		退職所得分			
納期限 令和 XX 年 7 月 10 日		延滞金			
郵便局 取りまとめ店 横浜貯金事務センター (郵便番号224-8794)		(2) 合計額		1 5 6 3 8 0 0	

印字されている金額やアスタリスクを2本線で抹消（訂正印は不要）

給与からの徴収分（一括徴収分を含む）

合計額

- 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」、「納入書」もそれぞれ訂正が必要です。
- 退職所得（退職手当等の所得）に係る税額を納入する場合は、納入済通知書裏面の納入申告書も記入してください。（納入申告書の記入例は14ページをご覧ください。）

(4) 地方税共通納税システムによる納入

地方税共通納税システムは、地方税共同機構が管理運営する地方税ポータルサイト『eLTAX（エルタックス）』の機能の一つです。自宅や職場のパソコンを使用して、複数の地方公共団体に対し一度の手続で一括して納税ができます。さらに、eLTAX を利用して給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知データを受領している給与支払者（事業主）が、地方税共通納税システムで納入する場合は指定番号及び税額が自動的に登録されるため、納入手続がさらに簡便になります。利用開始にあたっての手続や納入方法の詳細については、eLTAX ウェブページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご確認ください。

なお、地方税共通納税システムを使用して納入する場合、市区町村コードは「141003（横浜市のコード）」を使用してください（18 区別の市区町村コードでは、納入できません。）。

(5) 納期限

徴収した月の翌月の 10 日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は、(6) 納期の特例についてを参照してください。

納期限までに納入されない場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、延滞金が徴収される場合があります。

(6) 納期の特例について

納期の特例とは、市民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が（横浜市内、市外を問わず）常時 10 人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年 2 回（6 月から 11 月分の納入については 12 月 10 日まで、12 月から翌年 5 月分については翌年 6 月 10 日まで）に分けて納入することができる制度です。

申請にあたっては、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を横浜市財政局納税管理課に郵送にて提出してください（電子申告（eLTAX）では申請できません。）。横浜市内にて審査を行った上、結果を通知します。

申請方法等については、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 納期の特例

検索

送付先：横浜市財政局納税管理課
〒231-8313 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 5 階

3 給与所得者異動届出書等の提出方法

退職、転勤（転職）、休職、死亡等の事由により、給与所得者（従業員）に給与の支払いをしなくなった場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）に必要事項を記入し、必ず下記の期限までに横浜市特別徴収センターに提出してください。異動届出書を提出されない場合、当該給与所得者（従業員）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額について督促状等が送付されることがあります。異動が発生した場合は必ず提出してください。

また、個人納付（普通徴収）していた人が、年の途中で入社し特別徴収を行う場合は、「特別徴収への切替依頼書」を横浜市特別徴収センターに提出してください。

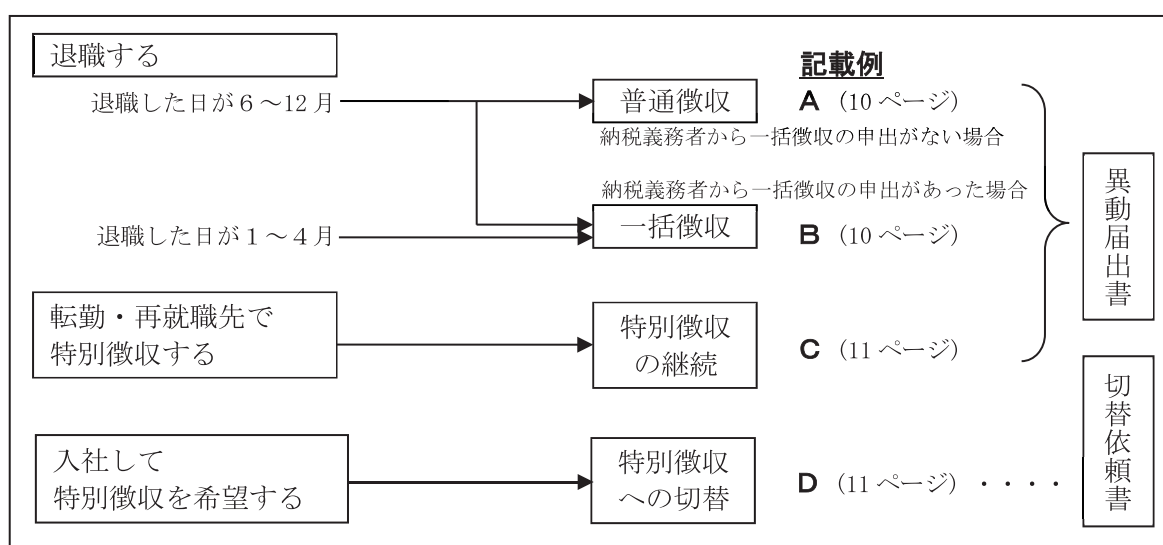
それぞれの用紙は横浜市ウェブページからダウンロードできます。

(1) 提出期限

- ア 毎月の給与から個人住民税を徴収している給与所得者（従業員）が退職等したとき異動届出書を、異動のあった日の翌月の10日までに届くように提出してください。
- イ 給与支払報告書を提出した給与所得者（従業員）が4月1日までに退職等したとき異動届出書を、4月15日までに届くように提出してください。（現在、特別徴収している方が令和4年中に他の市区町村に転居し、退職等した場合は、転出前後の市区町村にそれぞれ異動届書等を提出する必要があります。）
- ウ 年度途中入社[※]の給与所得者（従業員）を特別徴収に切り替えるとき特別徴収への切替依頼書を、速やかに提出
- ※ 提出期限が休日の場合は、翌開庁日までに提出ください。

(2) 異動事由別 異動届出書等の記載方法

ア 給与所得者（従業員）が退職その他異動したとき（記載例A B C D）



● 6月1日から12月31日までの間に退職等し、一括徴収の申出がない場合（記載例A）

未徴収税額は普通徴収（本人が納付書で納付）になります。なお、普通徴収の納期は年4回（6月・8月・10月・1月）であるため、異動届出書の処理時期に応じて残りの納期で分割して納付していただくことになります。

● 1月1日から4月30日までの間に退職等した場合、又は6月1日から12月31日までの間に退職等し、一括徴収の申出があった場合（記載例B）

残りの税額全額をその給与又は退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

● 納税義務者が転勤、再就職等し、異動後の勤務先での特別徴収の継続を申し出た場合（記載例C）

異動前の勤務先（旧勤務先）で徴収することができなくなった月割額を、引き続き新勤務先で特別徴収ができます。

- 旧勤務先（旧特別徴収義務者）は「異動届出書」に所定の事項を記載して、速やかに新勤務先へ送付してください。
- 新勤務先（新特別徴収義務者）は送付を受けた「異動届出書」に所定の事項を記載し、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日（異動事由が発生した日が4月中である場合は4月30日）までに横浜市特別徴収センターに届くように提出してください。

●年度途中で雇用した給与所得者(従業員)の個人住民税(普通徴収分)について、残税額を特別徴収により納入する場合(記載例D)

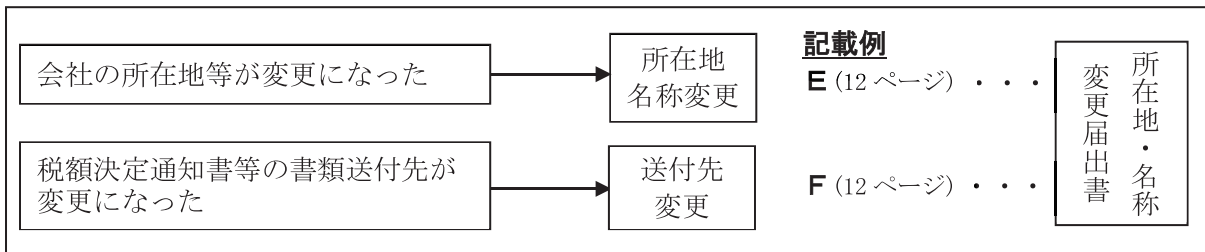
未納分のうち納期が到来していない分について、特別徴収に切り替えることができます。

二重納付防止のため、普通徴収分の未納分の納付書と、納付済分の領収書のコピーを添付して提出してください。

イ 提出した異動届出書が誤っていたとき

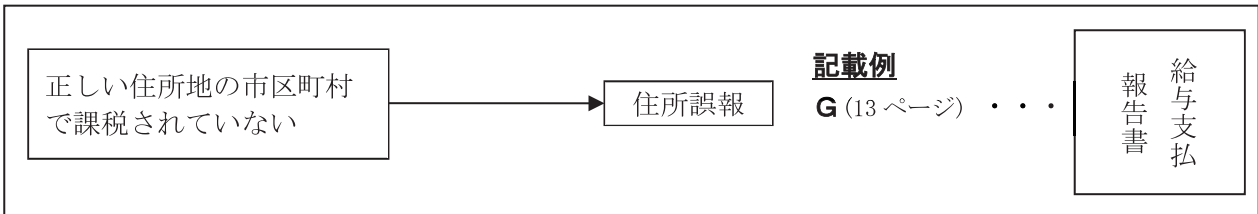
正しい異動届出書を作成し、「訂正分」と上段欄外に朱書きの上、至急提出してください。給与所得者(従業員)本人及び財政局納税管理課(電話 045-671-3096)にも訂正がある旨を連絡してください。

ウ 特別徴収義務者の所在地等が変更になったとき(記載例E F)



給与支払者(事業主)の所在地や名称の変更がある場合や、税額決定通知書等の書類送付先を変更する必要がある場合は、「給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書」を速やかに提出してください。

エ 給与支払報告書の住所が異なっていたとき(記載例G)



給与支払報告書の住所が異なっていたため、給与所得者(従業員)が令和5年1月1日現在の居住地で課税されていない場合は、次の3点を横浜市特別徴収センターへ速やかに提出してください。また、正しい住所地の市区町村にも給与支払報告書を提出してください。

- ・「訂正分」の給与支払報告書(個人別明細書)
- ・「無効」の給与支払報告書(個人別明細書)
- ・「訂正」の記載をした給与支払報告書(総括表)

オ 国外転居等で本人が未徴収税額を納税できないとき

納税に関する一切の事項を処理するため、給与所得者(従業員)が納税管理人を選定する必要があります。

納税管理人は、原則として横浜市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから選定し、市区町村(納税義務者の住所地の区役所)に申告します。

納税管理人申告書は、納税義務者の住所地の区役所税務課で入手できます。また、横浜市ウェブページからダウンロードできます。

横浜市 納税管理人 **検索**

【届出書類の記載例】

●A 普通徴収（例：退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度		
		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
横浜市長	給(特別徴収義務者)と支(特別徴収義務者)者	所在地 〒 231-0861 神奈川県横浜市中区元町0-0-0	特別徴収義務者 指定番号 30-99999	宛名番号 15
フリガナ カシキカイシャマルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社O×商事	担連 所属 人事務課	当給 氏名 横浜 花子	先 電話 045-XXXX-XXXX 内線()
令和××年×月×日提出	個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 4	フリガナ カシガワ ミドリ	氏名 金沢 緑 (旧姓)	異動 年月日 ××年 1 月 20日
生年月日 昭和 55 年 12 月 31 日	特別徴収税額 (年税額) 30,700 円	徴収済額 (イ) 6 月から 8 月まで 8,200 円	未徴収税額 (ウ) 9 月から 5 月まで 22,500 円	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 職勤欠亡期散他
受給者番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2	異動後の住所 横浜市中区港町0-0	異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 新(新規) 法人	8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与と所得者の残りの税額の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 年税額 30,700 (6～翌年5月分) (イ) 徴収済額 8,200 (6～8月分) (ウ) 未徴収税額 22,500 (9～翌年5月分) ↑普通徴収額		新しい勤務先へは、月割額 円を	
個人住民税の特別徴収に関する「神奈川県統一基準」平成28年以降、神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められています。	【普A】特別徴収すべき従業員の方が2人以下 【普B】他の事業所で、特別徴収を行っている方(例：乙欄適用者) 【普C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(例：年間の給与支給額が100万円以下) 【普D】給与の支払が不定期な方(例：給与の支払が毎月でない) 【普E】個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方		※「異動の事由」が「7. その他」の場合は、「神奈川県統一基準【普A】～【普E】」のいずれかの理由を選択し記入してください。	
理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	徴収予定月日 8 月 31 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 25,000 円	左記の一括徴収した税額は、 8 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市区町村記入欄	

●B 一括徴収（例：退職して残りの徴収税額を一括して徴収・納入する場合）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度		
		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
横浜市長	給(特別徴収義務者)と支(特別徴収義務者)者	所在地 〒 231-0861 神奈川県横浜市中区元町0-0-0	特別徴収義務者 指定番号 30-99999	宛名番号 15
フリガナ カシキカイシャマルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社O×商事	担連 所属 人事務課	当給 氏名 横浜 花子	先 電話 045-XXXX-XXXX 内線()
令和××年×月×日提出	個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 4	フリガナ カシガワ ミドリ	氏名 金沢 緑 (旧姓)	異動 年月日 ××年 1 月 20日
生年月日 昭和 55 年 12 月 31 日	特別徴収税額 (年税額) 30,700 円	徴収済額 (イ) 6 月から 7 月まで 5,700 円	未徴収税額 (ウ) 8 月から 5 月まで 25,000 円	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 職勤欠亡期散他
受給者番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2	異動後の住所 横浜市中区港町0-0	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収		
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 新(新規) 法人	8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与と所得者の残りの税額の徴収方法を、8月分で一括して納入する場合。 (ア) 年税額 30,700 (6～翌年5月分) (イ) 徴収済額 5,700 (6～7月分) (ウ) 未徴収税額 25,000 (8～翌年5月分) ↑一括徴収額(納入額と同額)		新しい勤務先へは、月割額 円を一括徴収した税額を納入する月を記載してください。 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。	
理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 8 月 31 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 25,000 円	左記の一括徴収した税額は、 8 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市区町村記入欄	

●C 特別徴収の継続 (例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

横浜市	給(特)別(徴)収(者)	所在地	〒231-0861 神奈川県横浜市中区元町0-0-0 カフシキガイシャマルバツショウジ 株式会社O×商事	特別徴収義務者 指定番号	30-99999
				宛名番号	15
				担連所属 当務氏名	人事事務課 横浜 花子

「個人番号(マイナンバー)」は記入しないで、新勤務先に提出します(新勤務先で記入してください。)

フリガナ	カナザワ ミドリ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	30.700	(イ) 徴収済額	6月から9月まで 8.200	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	9月まで 22.500	異動年月日	××年1月20日	異動の事由	1. 退職 2. 退職・長期欠勤 3. 死亡 4. 支払少額・不都合 5. 支弁・解雇 6. 合意 7. 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
氏名	金沢 緑												
生年月日	昭和55年12月31日												
個人番号													
受給者番号													
1月1日現在の住所	横浜市中区港町0-0												
異動後の住所													

8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号	20-99999	法人番号	987654321012	新しい勤務先へは、月割額	2,500	円を
	所在地	〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい××× カフシキガイシャカクマル	所属氏名	経理課 関内 一郎			
	フリガナ		担当者連絡先	045-×××-×××	9	月分(翌月10日納入期限分)から	
	氏名又は名称	株式会社□○				徴収し、納入するよう連絡済みです。	
						受給者番号	
						納入書の要否(新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 有から番号を取入
							1. 必 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
		月 日	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため
----	---

※税額通知書の発送は毎月月末になります。

●D 特別徴収への切替 (例：入社して普通徴収から特別徴収へ変更する場合)

特別徴収への切替依頼書

横浜市の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に○をして指定番号欄は空欄にします。

〒231-8314 横浜市/山下町2番地 5階

××年×月×日	給(特)別(徴)収(者)	所在地	〒231-0861 神奈川県横浜市中区元町0-0-0 カフシキガイシャマルバツショウジ 株式会社O×商事	特別徴収義務者指定番号	新規(既存) 30-99999
(依頼先)				係	人事事務課
横浜市				フリガナ	ヨコハマ ハナコ
				氏名	横浜 花子
				電話	045(△△△)××××

フリガナ	カナザワ ミドリ	特別徴収開始月	1・2・3・4 期・ 月 随時 分を
氏名	金沢 緑	月割額	10
生年月日	昭和55年12月31日	特別徴収	給与からの差引きを開始する月
1月1日現在の住所	横浜市 中区 港町0-0	1 特別徴収税額通知書に →毎月未領発送(注2)	
切替依頼書提出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入社したため(9月1日) <input type="checkbox"/> その他	2 特別徴収センターへ電話 →右の月割額欄に	
		3 電話連絡希望(注3)	

左の者について、普通徴収の ※該当期に○印をつけてください。

横浜市特別徴収センター使用印 ※横浜市特別徴収センターで使用しますので記入しないでください。

【納通・納付書添付】
 全部 無
 一部(納通・全・随・1・2・3・4)

【口座確認】
 有 無

●期について
納期限が過ぎていない普通徴収の期を切替えることができます。
全て特別徴収にする場合は1~4に○
3・4期分を切替える場合は3と4に○
※ 随時月も同様

●開始月について
特別徴収開始月は、原則としてこの依頼書を提出する月の翌々月としてください。(スケジュールは注2を参照してください。)

横浜市ウェブサイトからもダウンロードできます。 横浜市 特別徴収 切替依頼 検索

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。納付した期分がある場合、領収書のコピーを同封してください。

(注2) 横浜市特別徴収センターへの切替依頼書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。11日以降となった場合は月末に御通知できないことがあります。※新年度分は4月15日までにお届けください。

(注3) 横浜市特別徴収センターからの電話連絡を希望される場合、横浜市が受領後、二週間近くお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

● E 所在地名称変更 (例：会社の名称が変わった場合)

給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

(届出先) 横浜市長	給(特別徴収義務者)	所在地	〒 231-0861 神奈川県横浜市中区元町〇-〇-〇										特別徴収義務者 指定番号	30 - 99999	
		フリガナ	カフシキガイシャマルバツショウジ										係	人事労務課	
		氏名又は 名称	株式会社〇×商事										届出日が変更年月日以降であれば 変更後の名称を、変更前であれば 旧名称を記入します。		
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			

変更事項	変更前										変更後										
	所在地(住所)	〒 -										〒 -									
	フリガナ	マルサンカクショウジカフシキガイシャ										カフシキガイシャマルバツショウジ									
	氏名又は 名称	〇△商事株式会社										株式会社〇×商事									
電話番号	() -										() -										

変更理由	① <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 ② <input type="checkbox"/> 所在地変更(登記変更有) ③ <input type="checkbox"/> 給与事務担当部署等の移転(登記変更無) ④ <input type="checkbox"/> 給与事務の統合 ⑤ <input type="checkbox"/> 法人化、または個人事業化 ⑥ <input type="checkbox"/> 分割 ⑦ <input type="checkbox"/> 合併(消滅会社の指定番号【 - 】) ⑧ <input type="checkbox"/> その他【 】 ※④～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	備考
特別徴収義務者 指定番号 について	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する(合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 - 】を使用する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	変更理由や 年月日等も 記入します。
変更年月日	XX年 △月 〇〇日	

横浜市ホームページからもダウンロードできます。 [横浜市 特別徴収 所在地名称変更](#) [検索](#)

● F 所在地名称変更 (例：特別徴収関係書類の送付先を変更したい場合)

給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

(届出先) 横浜市長	給(特別徴収義務者)	所在地	〒 231-0861 神奈川県横浜市中区元町〇-〇-〇										特別徴収義務者 指定番号	30 - 99999	
		フリガナ	カフシキガイシャマルバツショウジ										係	人事労務課	
		氏名又は 名称	株式会社〇×商事										変更年月日以降に発送する 「特別徴収関係書類」の送付 先を記載してください。		
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			

変更事項	変更前										変更後										
	所在地(住所)	〒 231-0861 神奈川県横浜市中区元町〇-〇-〇										〒 231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通〇番地〇-〇号									
	フリガナ	カフシキガイシャマルバツショウジ										カフシキガイシャマルバツショウジジロウムカキュヨダントウ									
	氏名又は 名称	株式会社〇×商事										株式会社〇×商事 人事労務課給与担当									
電話番号	() -										() -										

変更理由	① <input type="checkbox"/> 社名変更 ② <input type="checkbox"/> 所在地変更(登記変更有) ③ <input checked="" type="checkbox"/> 給与事務担当部署等の移転(登記変更無) ④ <input type="checkbox"/> 給与事務の統合 ⑤ <input type="checkbox"/> 法人化、または個人事業化 ⑥ <input type="checkbox"/> 分割 ⑦ <input type="checkbox"/> 合併(消滅会社の指定番号【 - 】) ⑧ <input type="checkbox"/> その他【 】 ※④～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	備考
特別徴収義務者 指定番号 について	<input type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する(合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 - 】を使用する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	変更理由や 年月日等も 記入します。
変更年月日	XX年 △月 〇〇日	

横浜市ホームページからもダウンロードできます。 [横浜市 特別徴収 所在地名称変更](#) [検索](#)

● G 住所誤報 (例：正しい住所地を通知する場合)

※給与支払報告書(総括表)の左上の「訂正」に○をつけたものと、下記2点をご提出ください。また、正しい住所地の市区町村にも給与支払報告書を提出してください。

⑤ 給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者住所 (例) △△市××区○-○

氏名 金沢 碧

1月1日現在の正しい住所を記入してください。

訂正分 (例) 【住所誤報】(誤) 横浜市中区港町○-○

【住所誤報】と記入の上、誤って報告した横浜市の住所を記入してください。

朱書きで記入してください。

神奈川県横浜市中区元町○-○-○
株式会社○×商事 (電話) 045-XXXX-XXXX

⑤ 給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者住所 (例) 横浜市中区港町○-○

氏名 金沢 碧

誤って報告した横浜市の住所を記入してください。

無効

朱書きで記入してください。

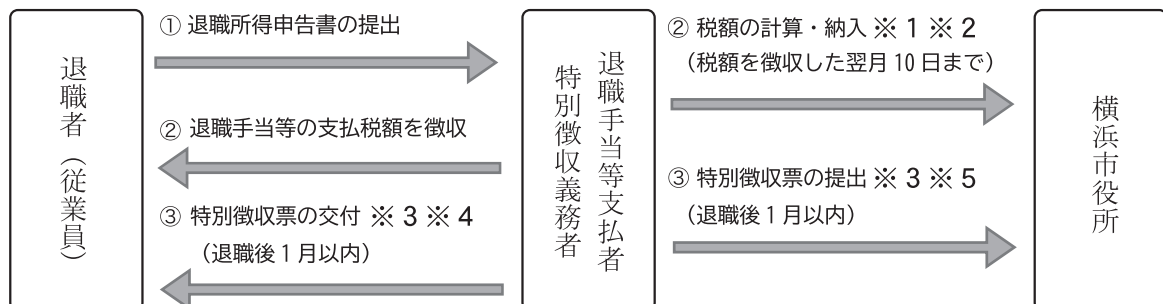
神奈川県横浜市中区元町○-○-○
株式会社○×商事 (電話) 045-XXXX-XXXX

4 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、退職手当等に係る個人住民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に特別徴収することとされています。特別徴収した退職所得分の個人住民税は、横浜市在住の退職者の分を一括して特別徴収納入取扱区に納入してください。

なお、納税義務者が他の市区町村に住所変更をした場合でも、退職した日の属する年の1月1日現在に横浜市に住所を有していた場合は、横浜市の特別徴収納入取扱区に納入する必要があります。

また、前年以前に退職金を受け取ったことがある又は同一年中に二か所以上から退職金を受け取る等時は退職所得控除額の計算が異なることがあります。この場合は、所管の税務署に確認の上、地方税の計算については横浜市特別徴収センター(電話045-671-4471)へお問い合わせください。



※1 令和3年度の改正により、支払いを受けるべき日が令和4年1月1日以後の短期退職手当等に係る退職所得金額の算出方法が変わりました。詳細については横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 退職所得 検索

- ※ 2 退職所得の計算方法は所得税と同様です。
- ※ 3 所得税の源泉徴収票と同一様式（税務署で配布）
- ※ 4 分離課税に係る所得割が課税されない者については、交付の申出がある場合を除き、退職者への交付は必要ありません。
- ※ 5 法人の取締役、監査役、その他の役員又は相談役・顧問以外の者については、市区町村への特別徴収票の提出は必要ありません。

(1) 退職所得に係る市民税額及び県民税額の税率と税額

退職所得の金額※	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6%	4%			

退職所得に係る市民税・県民税額は、横浜市のウェブページで試算できます。



(2) 横浜市からお送りしている納入書の記入例

ア 退職所得のみを納入する場合（記入例①）

納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使用し、該当年月、納期限、退職所得分、合計額を記入してください。

イ 当該月の給与分と一緒に納入する場合（記入例②）

印字された納入金額を二重線で抹消し、給与分、退職所得分、合計額を記入してください。

記入例①

市区町村コード	振替口座番号	加入者名
141020	00220-1-960099	横浜市会計管理者
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
令和 XX 06	XXXXXXXXX*	*****
神奈川区(10)	納 入 金 額	納 入 金 額
	給与分 退職所得分	121000
	延滞金	
納期限 令和 XX 年 7 月 10 日	合計額	121000
郵便局取りまとめ店 横浜野金事務センター (郵便番号224-8794)		

記入例②

市区町村コード	振替口座番号	加入者名
141160	00220-1-960099	横浜市会計管理者
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
令和 XX 06	XXXXXXXXX*	56800
神奈川区(10)	納 入 金 額	納 入 金 額
	給与分 退職所得分	156380
	延滞金	
納期限 令和 XX 年 7 月 10 日	合計額	168480
郵便局取りまとめ店 横浜野金事務センター (郵便番号224-8794)		

※ 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」、「納入書」も同様に加筆・訂正してください。

3 納入申告書の記入例（納入済通知書の裏面にあります。）

市民税 納 入 申 告 書	
横浜市	
令和 XX 年 7 月 10 日 提出	令和 XX 年 6 月分 人員 1 人
退職手当等支払金額	1042000
特別徴収額	726000
取 税 額	484000
<small>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</small>	
<small>(特別徴収義務者)</small> 住 所 〒 〇〇-〇〇〇 又 は 所在地 横浜市神奈川区〇〇町1-〇-〇 氏 名 又 は 名 称 〇〇商店 法 人 番 号 <small>※個人番号は記入する必要はありません。(個人事業主の場合)</small>	
	(受付印)

※ 納入申告書は横浜市ウェブページからダウンロードすることもできます。

納入申告書は、納入書（再発行納入書）のExcelファイルの中に別のシートで入っています。



法人の場合は、法人番号を記入してください。
 ※ 個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。

特別徴収への切替依頼書

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

年 月 日 (依頼先)	〒	特別徴収義務者指定番号 いすれかを○で囲んでください。	新規 既存
所在地	係	担当者	
フリガナ	フリガナ		
氏名又は 名称	氏 名	電 話	()
個人番号又は 法人番号			
給(特別 徴収義務者) 支払者			
横浜市長			

フリガナ	納 税 者
氏名	納 税 者
生年月日	年 月 日
1月1日 現在の 住所	横 浜 市 区
切替依頼書 提出理由	<input type="checkbox"/> 入社したため (月 日) <input type="checkbox"/> その他 ()

特別徴収開始月	※ 該当期に○印をつけてください。
1・2・3・4 期	1・2・3・4
月	月
割	割
額	額
1 特別徴収税額通知書にて確認 → 毎月未領券送(注2)	円
2 特別徴収センターへ電話確認済 → 右の月割額欄に御記入ください。	円
3 電話連絡希望(注3)(月 日まで)	円

左の者について、普通徴収の

1・2・3・4 期 月随時 分を

当社で 月分 より特別徴収します。

特別徴収開始月は、原則として提出の翌々月以降で記入してください。

※該当の番号に○印をつけてください。

※ 納期限は月割額記載月の翌月10日となります。

- (注1) 普通徴収の納期限が過ぎているものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。納付した期分がある場合、領収書のコピーを同封してください。
- (注2) 横浜市特別徴収センターへの切替依頼書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。11日以降となった場合は月末に御通知できないことがあります。※新年度分は4月15日までに御届けください。
- (注3) 横浜市特別徴収センターからの電話連絡を希望される場合、横浜市が受領後、二週間近くお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。
- (注4) 郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用 (「控」と明記) ③切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

コピーしてご利用ください。

横浜市特別徴収センター使用欄 ※ 横浜市特別徴収センターで使用し ずので記入しないでください。
【納通・納付書添付】 <input type="checkbox"/> 全部 (納通・全・随・ 1・2・3・4) <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無
【口座確認】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)
【納通引抜】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)
宛名番号
整理番号
処理日

普通徴収税額	普通徴収納付済額	特別徴収切替額

横浜市ホームページからもダウンロードできます。

横浜市 特別徴収 切替依頼

検索

6 令和6年度からの（eLTX）変更事項について

- (1) 令和6年度（令和6年5月送付分）より「特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」の電子データが正本化（電子署名（※1）が付与）されます。

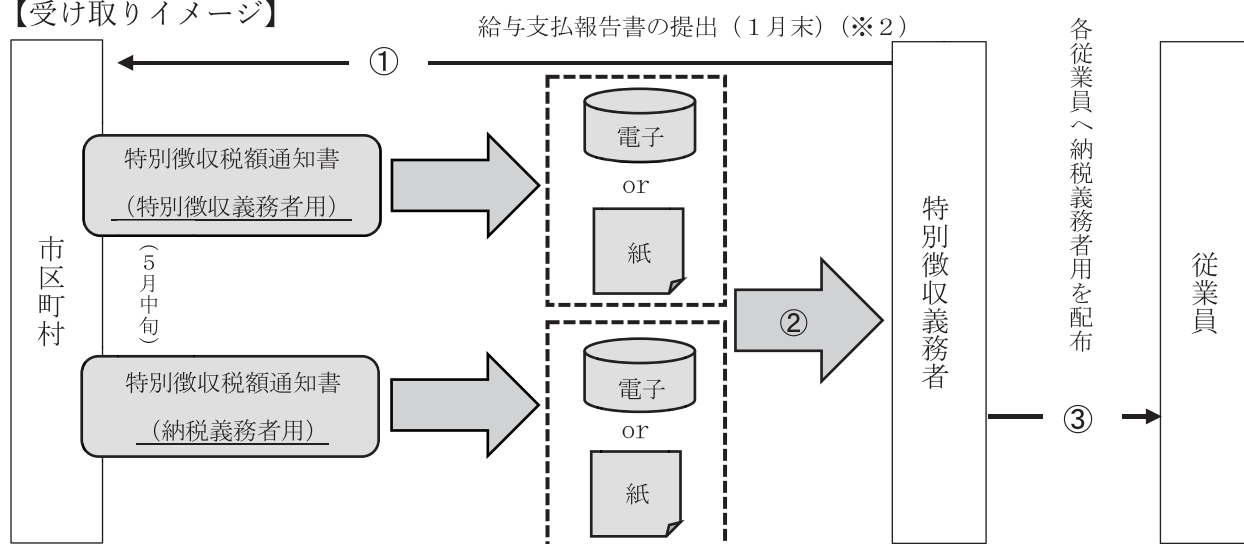
・eLTX（エルタックス）で給与支払報告書を提出し、「特別徴収税額決定（変更）通知書」の『正本を電子データで受け取る』選択をした場合、通知書の紙での送付が無くなりますのでご注意ください。

※1 電子署名とは、紙文書におけるサインや印鑑に相当するもので、「その電子文書が正式なものであり、かつ改ざんされていないことを証明するもの」です。

- (2) 「特別徴収税額決定（変更）通知書」の受け取り方法の選択について

- ・特別徴収義務者用（会社用）と納税義務者用（本人用）それぞれの「特別徴収税額決定（変更）通知書」の受け取り方法を、電子データか紙か選択いただくことが可能です。
- ・横浜市では未選択の場合、紙で送付します。
- ・原則、当初の「特別徴収税額決定通知書」で決定した受け取り方法は、変更できません。

【受け取りイメージ】



※2 給与支払報告書提出時に「特別徴収税額決定（変更）通知書」の受け取り方法を選択してください。

7 異動届や給与支払報告書等のeLTX（エルタックス）利用について

eLTX（エルタックス）は電子データをインターネット経由で送信するためのシステムで地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納付が可能です。複数の市町村へ申告をしている企業や個人事業主の方々には大変便利なシステムですので、ぜひ利用のご検討をお願いいたします。

●●●eLTAX による電子提出方法●●●

ご利用には eLTAX に対応したソフトウェア（PCdesk 等）が必要です。
PCdesk には WEB 版とダウンロードして使用する DL 版があります。
PCdesk を使用して提出するまでの手順を紹介します。

1 電子証明書の準備

eLTAX で使用できる電子証明書の種類、取得方法等については、下記ウェブページで。
取得済みの場合は、有効期間が残っていることに注意してください。

eLTAX 電子証明書の取得

検索 

2 eLTAX の利用者 ID を取得

PCdesk（WEB 版）から利用届出（新規）を行い、利用者 ID を取得します。

PCdesk 準備マニュアル 基本編

検索 

3 利用者情報の送信

給与支払報告書の提出先となる地方自治体（横浜市の市区町村コードは「141003」）
を 1 つ選んで、利用者情報を入力、送信します。

4 PCdesk(DL 版)をダウンロード

eLTAX ウェブページから PCdesk をダウンロードし、インストールします。
起動して「新規作成」をクリックし、利用者情報を登録します。

5 提出先の追加

複数の地方自治体に手続きを行う場合は、提出先の追加が必要です。

6 給与支払報告書の電子提出

提出先の地方自治体に対して、電子提出を行います。
給与支払報告書の電子提出方法の詳細は eLTAX ウェブページの次のガイドブックを
確認してください。

eLTAX 給与支払報告書提出

検索 

eLTAX、PCdesk の利用方法は、eLTAX ヘルプデスク(地方税共同機構)へ

eLTAX ウェブページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX のよくある質問:<https://eltax.custhelp.com/>

電話:0570-081459(ハイシンコク)

上記で繋がらない場合:03-5521-0019


(土・日・休祝日・年末年始除く 9時~17時)

◎ お問い合わせ先一覧

特別徴収義務者用の通知の内容（税額や人員等）に係ること	
<ul style="list-style-type: none">◎ 給与支払報告書の発送・受付◎ 特別徴収税額通知書の発送◎ 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入方法や受付◎ 特別徴収への切替依頼書の受付◎ 給与支払者（特別徴収義務者）の所在地・名称変更届出書の受付◎ 退職所得に係る問合せ（税額計算・特別徴収票の送付）◎ 納入額の決定や従業員の異動に関すること	<p style="text-align: center;">横浜市特別徴収センター (横浜市財政局法人課税課)</p> <p>住所：〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階</p> <p>電話：045-671-4471 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p>

各納税義務者（個人）の課税内容に係ること	
<ul style="list-style-type: none">◎ 税額・課税内容について◎ 普通徴収税額通知書の発送について◎ 市民税・県民税課税（非課税）証明書の発行について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"><p>納税義務者ご本人様が お住まいの区役所（税務課市民税担当） へお問い合わせください。</p></div>	<p>各区役所の電話番号がわからない場合は、横浜市代表電話等からお問い合わせください。</p> <p>横浜市代表電話：045-671-2121 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p>

納入に係ること	
<ul style="list-style-type: none">◎ 特別徴収税額の納入について（退職所得分も含む）◎ 特別徴収の過誤納金等に関すること◎ 納期の特例に係る問合せ◎ 督促状に関する問合せ	<p style="text-align: center;">横浜市財政局納税管理課</p> <p>住所：〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階</p> <p>電話：045-671-3096 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p>

電子申告  を用いた手続や申請・申告に係ること	
<ul style="list-style-type: none">◎ eLTAXの利用開始・操作方法について◎ 給与支払報告書の提出について◎ 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書や特別徴収への切替依頼書の提出について◎ 退職所得の納入申告書の提出について◎ 地方税共通納税システムの利用について	<p style="text-align: center;">eLTAX ヘルプデスク (地方税共同機構)</p> <p>電話：0570-081459 (ハイシンコク) 上記の電話番号でつながらない場合 ：03-5521-0019 (土・日・休祝日・年末年始を除く 9時～17時)</p>